

稲城市指定校変更承認基準

平成15年3月12日  
 稲城市教育委員会教育長決裁  
 平成22年10月19日一部改正  
 平成25年9月1日一部改正  
 平成29年4月5日一部改正  
 令和3年6月18日一部改正  
 令和5年11月1日一部改正  
**令和6年2月2日一部改正**

前提条件 1 学校の運営上問題のないこと。(収容能力等が確保されていること。)

2 保護者が通学上の安全について責任を持つこと。

以上の条件が満たされていれば、別表1に示す場合に就学指定校を変更することができる。

別表1

事由	内容・承認期間	付加条件等	添付書類	申請時期
1 市内転居の場合	1～4年生：学期末または学年末まで 5～6年生及び中学生：卒業まで			転居時
2 学区外への転居予定		6か月以内に転居・転出予定のある者	建物売買・賃貸借契約書、工事請負契約書、建築確認済証等	転居時
3 住居の建替え・区画整理等による一時異動	元の住居に再度住むことになるまで			転居時
4 両親が共働き・一人親家庭・自営業等	児童の預かり先 <b>(親族に限る)</b> や店舗所在地の指定校に入学・転学ができる。 卒業まで	小学生のみ適用	保護者の在勤証明書、預かり先または店舗の所在地を証明できるもの	就学希望日前
5 指定校とは別の学校に兄弟が在学している場合	兄弟の在学する学校に入学または <b>兄弟の卒業まで</b>	入学時または転校時に兄弟がその学校に在学していること		入学又は転学前

事由		内容・承認期間	付加条件等	添付書類	申請時期
6	事由5の承認期間終了後も就学を希望する場合	卒業まで	承認期間終了時に小学校4年生以上または中学校1年生以上		事由5の承認期間終了時
7	身体的理由	身体状況により、指定校を変更することに相当な理由がある場合		申立書等	随時
8	教育的配慮が必要な場合	いじめ、不登校、その他の精神的理由及び教育的配慮（部活動等）により、指定校を変更することに相当な理由がある場合		教育委員会が必要と認める書類例) 申立書 学校長の意見書 直筆の作文	原則11月末までただし、いじめ、不登校、その他精神的理由については随時
9	地理的理由	通学区域の隣接校に入学ができる。卒業まで	自宅から隣接校までの距離が指定校までの距離より明らかに近く、安全な通学経路が確保されていること。 受け入れる学校の収容力が将来的にも余裕があること（変更許可学校は別に定める）	通学経路図	入学前  市内転居により該当した場合は転居時
10	指定校変更をした児童の進学	指定校変更の承認を受け通学している小学校を学区域とする中学校へ進学を希望する場合。 卒業まで	中学生のみ適用		入学前
11	その他教育長が必要と認めた場合				

付 則

この基準は、平成15年10月1日から施行する。

付 則

この基準は、平成22年11月1日から施行する。

付 則

この基準は、平成25年 9月1日から施行する。

付 則

この基準は、平成29年 4月5日から施行する。

付 則

この基準は、令和 3年 8月1日から施行する。

付 則

この基準は、令和 5年11月1日から施行する。

付 則

この基準は、令和 6年 4月2日から施行する。